

災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書の解説

○本協定のねらい

- ・危機的な事態が発生した場合、一義的には自己の責任において対処すべきである。しかし実際には、単館での処理能力を超えた事態が発生する可能性がある。
- ・そこで相互協力をあらかじめ締結しておくことにより、こうした事態が発生した際に法的根拠を以て速やかに支援を仰ぐこと（あるいは行うこと）ができる。
- ・また文書館の収蔵品は、取り扱いに専門的な知識を要するものである。このためボランティアの活用が難しいことも、こうした協定を必要とする所以である。

○「大規模災害」と「災害」

史・資料の被災量と災害の発生規模は必ずしも一致しない。小規模の場合でもたまたま大量に史資料を保存しているところで発生すれば、相互協力が必要となるため「災害」という表現にした。

○「災害等」

史・資料を破損せしめる要因としては自然災害以外に戦争・動乱、破壊活動（大学紛争）、その他（原発事故）などが含まれる。このため「災害」ではなく「災害等」とした。

○「災害等の発生に伴う史・資料保護」

災害を念頭においた協定書をみると、「災害発生時」という表現を使っているものが多い。しかし史・資料の保護や修復作業は、救命活動や災害復旧と異なり、災害発生時もさることながらその後のケアに対する支援も必要とされる。そこで「災害発生時」という時間を限定した表現を避けた。

○「史・資料」

第7条として、第三者への支援を想定している。そこで両館の収蔵品のみに限定しないようにするため「史・資料」という表現にした。

また、官公庁等が保有する現用や半現用の文書も保護の対象として想定されるため「史料」という限定した表現は避けた。

○協力の内容

史・資料の保護活動に必要と思われる事項を列举した。

「（１）災害情報等の共有」は、活動に必要な個人情報や機密を共有することをあらかじめ定めたものである。ただし、守秘義務契約を作業従事者と結ぶことを妨げるものではない。

「（６）その他必要と認められる事項」は、第三者への仲介業務などを想定している。甲または乙が単独で支援できない場合、それぞれのルートで第三者からの協力を調達することを想定した。

○費用負担

人件費、出張旅費など人にかかる経費は支援を行う方が負担する。それ以外の資機材（たとえば冷凍庫や扇風機などの資材や中性紙、アルコール、軍手などの消耗品）を調達する費用は協力要請者が負担する。

基本的に支援を受けたものの所有物（文書保存箱や封筒を提供することを想定）となるものは、当事者が負担する。たとえば個人・企業が所有する文書の場合、寄贈・寄託を受けない限り、史・資料の所有者が負担するのが原則である。

ただし常備している消耗品でことが足り、なおかつ使用量が僅少である場合は必ずしも負担を求めるものではない。

○補償等

公的な協定に基づいて職員を派遣するため（つまり職務命令を受けて派遣されるため）、職務の一環と見なすことができると考えた。このため事故等が発生した場合は、その職員の所属する各機関がおのおの労働災害補償にかかる必要な手続きをおこなう。ただ万が一に備えて条文を入れておいた。

○研修等への相互参加

日常的に人間関係を構築するとともに情報や技術を共有することは、非常時において円滑に作業をすすめるために必要である。そこで交流に関する規定を盛り込んだ。

○第三者からの支援要請

県立文書館では、県内の市町や県内在住の個人等、第三者が所蔵する史・資料の保存に関する支援を館の業務として行っている。一方、広島大学文書館でも、学内各機関等の史・資料の保存に関する支援を館の業務として行っている。

こうした実情に鑑み、それぞれが支援を求められた場合、自らが行う業務に支障がない範囲において応じることとした。

なお、第2条第6項の解釈の範囲内とも考えられるが、重要な事項なので明文化した。

○その他

以上、想定される事態を踏まえて解説事項を列挙してきた。ただ先例がないため、実際に運用してみないとどのような問題が起きるか想定ができない。幅広い範囲から意見を聞くことも必要であるが、とりあえず協定を結んでみて問題があれば随時修正してゆくというあり方でも構わないのではないかと考えている。

また、今回は2館だけで締結するが、将来的にはネットワーク化も課題と思われる。

(以上)